

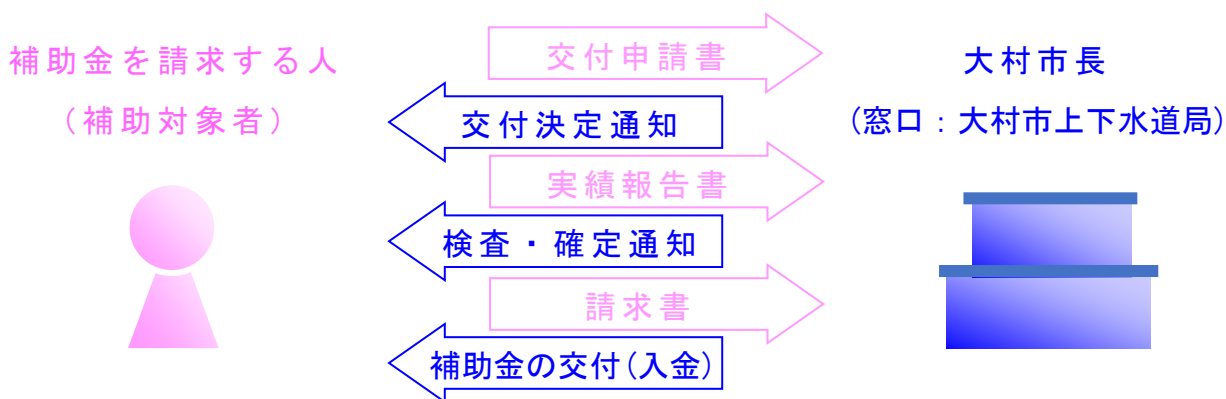
浄化槽設置補助金の交付決定を受けたみなさまへ

大村市浄化槽設置補助金の交付を決定した方々へ、
上下水道局からの大切なお知らせです。



1 補助金交付までの流れ

補助金交付は「交付申請」から「補助金交付」まで一つの流れになっています。



- 申請した内容を変更、中止、廃止するときは、
「変更承認申請書」(様式第3号)を大村市上下水道局(業務課)に提出してください。
- 浄化槽の設置が期間内に完了しないとき、施工が困難になったときは、
大村市上下水道局(業務課)に報告して、その指示を受けてください。

2 実績報告の提出

浄化槽の設置を完了(*)したときは、その年度中に「浄化槽設置費補助金実績報告書」(様式第5号)を大村市上下水道局(業務課)に提出してください。

(*)下記の②③⑤すべての手続が終了した状態を指します。

提出書類

- ① 浄化槽設置費補助金実績報告書
- ② 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
※補助対象者が保守点検や清掃をする場合は、自分で行うことができることを証明する書類
- ③ 浄化槽法定検査依頼書の写し
- ④ 施工中及び完成後の写真(ただし、完成後の写真は3枚提出)
- ⑤ 設置工事費の領収書の写し
- ⑥ 浄化槽検査確認票
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

○実績報告書を提出いただいたあと、ほどなく実地検査を実施しますので、竣工図をご準備ください。

3 維持管理費補助金について

大村市では、維持管理にかかる費用を補助する「浄化槽維持管理費補助金」を交付しています。毎年1月中旬から3月中旬まで大村市上下水道局（業務課）で受付していますので、市広報誌で確認して申請してください。



対象
経費

- ① 法定検査（11条検査）の受検手数料
- ② 保守点検に要した経費
- ③ 清掃に要した経費
- ④ 浄化槽の機能保持に必要な修理等に要した経費



交付
対象者

設置補助金の交付を受けて設置した浄化槽の維持管理を適正に行っている人（以下の条件を満たしてください。）

- ① 法定検査（11条検査）を受けている。

ただし、設置して間がないとき、又は下水道等に接続したときで同条に基づく法定検査の受検を要しない場合は、この限りではありません。

- ② 保守点検を年3回以上実施している。
- ③ 清掃を年1回以上実施している。

【ご注意】次のいずれかに該当する人には、補助金は交付されません！

- ・下水道等の整備が終了した区域で、浄化槽を使用して維持管理している。
- ・市税を滞納している。



提出
書類

- ① 浄化槽維持管理費補助金 交付申請書及び実績報告書
- ② 法定検査（11条検査）の受検手数料の領収書のコピー
- ③ 保守点検 委託料の領収書及び記録票のコピー
- ④ 清掃 委託料の領収書及び記録票のコピー
- ⑤ その他 維持管理に必要と認められる費用の領収書のコピー
- ⑥ 浄化槽維持管理費補助金 交付請求書

4 補助金交付の取消しと返還

市長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定を取り消し、既に補助金を交付した場合は、その全部又は一部の返還を命じることができます。

- ・ 「大村市浄化槽設置費及び維持管理費補助金交付要綱」の規定に違反したとき
- ・ 「大村市補助金等交付規則」の規定に違反したとき
- ・ 「浄化槽法」の規定に違反したとき
- ・ 不正な手段により補助金の交付を受けたとき

【参考】「大村市補助金等交付規則」について

- ・ 補助事業者は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金を他の用途への使用しないでください。
- ・ 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備してください。
- ・ 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を受けてください。

ご不明な点は、お気軽におたずねください。



大村市上下水道局 業務課（総務グループ）

〒856-0825 大村市西三城町 124 番地

電話番号 (0957) 53-1116

FAX番号 (0957) 53-1440